御　中

平成　　年　　月　　日

アイカ工業株式会社甚目寺工場
化成品カンパニー品質管理グループ
問合わせ先 052-443-4811

ＭＳＤＳ（製品安全データシート）のご送付案内とお願い

拝啓

貴社いよいよご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご厚情を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、労働省の有害性等情報通知制度に基づき、下記品目のＭＳＤＳを送付させて頂きます。お取り扱いをされます貴社関係者のすべての皆様方に当ＭＳＤＳをご参考にして頂き、有害性情報等についてご周知くださるようお願い致します。

尚、誠に恐れ入りますが、ＭＳＤＳを受領されましたら「受領書」欄にご記入のうえ、速やかに弊社返送先までＦＡＸにてご返送くださいますよう、併せてお願い申しあげます。

敬具

店所記入欄

店所名：　　担当者：

ご送付日　　平成　　年　　月　　日

ＭＳＤＳ送付先顧客様　　TEL

製 品 名

記入のうえ顧客様送付前に甚目寺工場生産企画課宛にＦＡＸお願いします。

ＭＳＤＳ受領書

製品名

返送先

アイカ工業株式会社甚目寺工場
生産企画部

FAXNo.052-443-4825

平成　　年　　月　　日

貴社名：　　ご担当部署：　　ご担当者名：　　印

ご住所：　　TEL：

ご記入のうえ切り離さず本紙をそのまま返送先までＦＡＸにてご返送下さいますようお願い申しあげます。

以下、余白

製品安全データシート

1製品及び会社情報

会 社 名　アイカ工業株式会社
住　　所　愛知県あま市上萱津深見 24 番地
担当部門　化成品カンパニー品質管理グループ
電話番号　052-443-4811　FAX 番号　052-443-4825
緊急連絡先　担当部門に同じ

整理番号　ＤＪＷ－００３５－６

作成日　２００３年　7月１１日
改訂日　２０１０年　4月１３日

製　品　名　アイカプライマー　ＪＷ－９００Ｎ

2危険有害性の要約

GHS分類：引火性液体　区分 2
急性毒性（経口）　区分 5
皮膚腐食性／刺激性　区分 3
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性　区分 2B
標的臓器／全身毒性（単回暴露）　区分 1（呼吸器）　区分 3（麻酔作用）
水生環境有害性（急性）　区分 2
水生環境有害性（慢性）　区分 2

※上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

GHSラベル要素

絵表示：

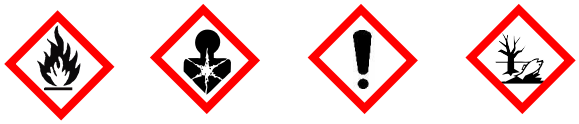

注意喚起語：危険

危険有害性情報：引火性の高い液体および蒸気
飲み込むと有害のおそれ
軽度の皮膚刺激
重篤な眼への刺激
臓器（呼吸器、麻酔作用）の障害
水生生物に毒性
長期的影響により水性生物に毒性

注意書き：

【予防対】・すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
・使用前に取扱説明書を入手すること。
・熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。―禁煙。
・静電気放電や火花による引火を防止すること。
・保護手袋、保護眼鏡、保護面を着用し、換気を充分行うこと。
・ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
・容器を密閉しておくこと。

【対応】・火災の場合には適切な消火方法をとること。
・吸入した場合、空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
・飲み込んだ場合、無理して吐かせないこと。
・眼に入った場合：水で１５分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを容易に外せる場合には外して洗うこと。
・皮膚に付着した場合、付着物をふき取り、多量の水と石鹸で洗う。
・ばく露又はその懸念がある場合、医師の診断、手当てを受けること。
・飲み込んだ場合：直ちに医師の診断、手当てを受けること。
・眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、手当てを受けること。
・気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。

【保管】・容器を密閉して涼しく換気の良い場所で保管する。
【廃棄】・内容物や容器は焼却設備で少量ずつ焼却する。又、産業廃棄物として処理する場合は、許可を受けた処理業者に委託する。

「製品ラベルの有害性情報は製品群毎に共通の内容としていますので、個別の製品安全データシートの記載内容と異なる場合があります。

3組成及び成分情報

単一製品・混合物の区別　混合物
化学品　ウレタン樹脂系（ウレタンプレポリマー）

成　分	ウレタンプレポリマー	メチルシクロヘキサン	酢酸エチル
含有量	２５～３５%	２５～３０%	４０～４５%
CAS№	－	１０８－８７－２	１４１－７８－６

国連分類及び 国連番号　３，１１３３

4応急措置

目に入った場合　：直ちに流水にて１５分以上洗眼した後、医師の手当てを受ける。
皮膚に付着した場合：直ちに石鹸と大量の水で洗い流す。
吸入した場合　：新鮮な空気の所へ運び、安静保温に努める。医師の手当てを速やか に受ける。
飲み込んだ場合　：直ちに水又は牛乳を飲ませ、速やかに医師の治療を受ける。
他人が無理に吐かせてはならない。

5火災時の措置

消火方法・粉末ドライケミカルで初期消火にあたる。
・火災が広がった時は、泡消火剤で消火する。又、着火していない一斗缶，ドラム，設備等に放水して、炎症，加熱防止や破裂防止に努める。
・消火作業は風上から行う。
消 火 剤・粉末ドライケミカル，二酸化炭素，泡消火剤

6漏出時の措置

・土砂等で囲み、拡散流出を防ぎ、回収する。
・土砂，オガクズ，布等に吸着させて、出来るだけ完全に回収する。
・保護具を装着し、作業は風上で行い、蒸気の吸入を防ぐ。
・回収できないものは、大量の水で洗い流す。この場合、排水溝，河川への流出に注意する。
・中和剤；固体…濡れた砂
液体…アルコール水（アルコール類／水／濃安水＝５０／４５／５）

7取扱い及び保管上の注意

取扱い・局所排気装置を床面に近い所に設置する。有機溶剤の蒸気は空気より重いので、低い所に滞留するので注意する。
・吸い込んだり、目，皮膚及び衣類に触れない様に、適切な保護具を着用し、直接の接触を防ぐ。
・本製品（イソシアネート）と反応する水などの物質との接触には、十分に注意する。
・緊急時に備えて、十分な数の保護具や十分な量の中和剤を常備する。
・容器の取扱いは、転倒，落下に注意する。
・第４類の危険物は、炎，花火，若しくは高温体との接近又は加熱を避ける。
保　管・屋内貯蔵所は、防火構造で十分換気できる様にする。又、床材は非吸収性の材料とする。
・気相部は、窒素は乾燥空気（露点－３０℃以下）で置換し、密閉保管する。
・吸湿すると、尿素化合物が析出して蓋が取れなくなったり、二酸化炭素の発生により容器が破損する恐れがある。
・冷暗所に保管する。
・直射日光が当たらないように保管する。
・消防法の危険物（第４類）に該当するもので、次のものと同一場所に貯蔵しないこと。
1)非危険物（指定可燃性固体類又は可燃性液体類を除く）
2)消防法の危険物（第２類の引火性固体を除く）

8暴露防止及び保護措置

許　容　濃　度	ウレタンプレポリマー	メチルシクロヘキサン	酢酸エチル
日本産業衛生学会	－	400ppm	200ppm

設備対策・取扱う設備は、密閉式の構造とする。
・使用に際して、蒸気又はミストが発生する場合には、局所排気設備等を設けて換気を良くする。
・作業者は適切な保護具を着用し、作業を行う。又、取扱い場所の近くに眼及び身体洗浄の為の設備を設ける。
・床は非吸収性の材料とする。

保 護 具・呼吸用保護具，不浸透性の保護具，保護手袋及び長靴，保護眼鏡
呼吸用保護具の例 … 空気呼吸器　ＪＩＳ　Ｔ　８１５５
送気式マスク　ＪＩＳ　Ｔ　８１５３

9物理的及び化学的性質

外　観	淡黄色透明液体
比　重（D^{25}_4）	０．９１
沸　点（℃）	酢酸エチルとして　７７．１
	ﾒﾁﾙｼｸﾛﾍｷｻﾝとして　１００．９
蒸気圧（㎜Hg）	酢酸エチルとして　１００（27℃）
	ﾒﾁﾙｼｸﾛﾍｷｻﾝとして　５０（27℃）
粘度（mPa･s/25℃）	５～１０
揮発性	有り
溶解性	芳香族炭化水素，アセトン等に可溶。
その他	水には溶けないが、空気中の水分と反応して硬化する。
融　点	記載無し
初留点	記載無し
引火点（℃）	酢酸エチルとして　－４．０
	ﾒﾁﾙｼｸﾛﾍｷｻﾝとして　－４．３
火災・爆発性	引火性があり、空気との爆発混合物を形成しやすい。
	（消防法　第４類　第１石油類　非水溶性　危険等級Ⅱ）
発火点（℃）	酢酸エチルとして　４２７
	ﾒﾁﾙｼｸﾛﾍｷｻﾝとして　２４５
爆発限界（vol%）	酢酸エチルとして　２．２～１１．４
	ﾒﾁﾙｼｸﾛﾍｷｻﾝとして　１．２～６．７
可燃性	可燃性有り
発火性	記載無し
自己反応性	記載無し
自己爆発性	記載無し
粉塵爆発性	記載無し

１０安定性及び反応性

・本製品は非常に活性が高く、水，アルコール，アミン等の活性水素化合物と反応し発熱する。
・塩基性物質やある種の金属化合物等の存在によって重合発熱する。
・水と反応して二酸化炭素を発生する。

１１有害性情報

皮膚腐食性：データなし
皮膚刺激性：皮膚，目，鼻または上気道に繰り返し曝すと、炎症や喘息様症状を起こすことがある。
目 刺 激 性：蒸気及びミストは、目及び上部呼吸器，気管を刺激する。
感　作　性：データなし
急 性 毒 性：酢酸エチルとして　経口　ラット　LD_{50}　＞5,000 ㎎／kg
ﾒﾁﾙｼｸﾛﾍｷｻﾝとして　経口　ラット　LD_{50}　＞3,200 ㎎／kg
亜急性毒性：データなし
慢 性 毒 性：データなし
癌　原　性：データなし
変異原性（微生物、染色体異常）：データなし

生 殖 毒 性：データなし
催 奇 形 性：データなし
その他（水と反応して有毒なガスを発生する等を含む）：有用な情報なし

１２環境影響情報　知見なし
漏洩時、廃棄などの際には注意を守ること。

１３廃棄上の注意
・適切な設備で焼却処分する。
・本製品（イソシアネート溶液）で汚染したものは、中和剤等を用いて開放系で引火等に注意しながら無害化処理した後、適切な方法で焼却処分する。
・外部業者に処理を委託する場合は、都道府県知事等の許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託し、関係法令を遵守して適正に処理する。

１４輸送上の注意
・輸送前には容器の栓が確実に施され漏れが無いこと、及び所定の表示が成されている事を確認し、容器の破損がない様に積み込んで荷崩れ防止を確実に行う。
・消防法，労働安全衛生法，毒劇法に該当する場合は、法令の輸送について定めるところに従うこと。

１５適用法令
・消　　防　　法 … 危険物　第４類　第１石油類　非水溶性　危険等級Ⅱ
・労働安全衛生法　　… 第５７条－１表示対象物質　酢酸ｴﾁﾙ
・労働安全衛生法　　… 有機則（第２種有機溶剤）
・労働安全衛生法　　… 第５７条－２通知対象物質　ﾒﾁﾙｼｸﾛﾍｷｻﾝ、酢酸ｴﾁﾙ
・船 舶 安 全 法　　… 低引火点，引火性液体
・化学物質管理促進法（ＰＲＴＲ法）　　… 該当せず
・毒物及び劇物取締法… 該当せず

１６その他の情報　ホルムアルデヒド基準：（日本接着剤工業会）室内空気質汚染対策のための自主管理規定
ＪＡＩＡ００４９６２　Ｆ☆☆☆☆

４VOC放散速度基準：
日本接着剤工業会自主管理規定　ＪＡＩＡ－４００４８６　４VOC基準適合

記載内容は、現時点で入手できた資料や情報に基づいて作成しておりますが、記載のデータや評価に関しては情報提供であり、いかなる保証もなすものではありません。
また、記載事項は通常の取扱いを対象としたものですので、特別な取扱いをする場合には、新たに用途・用法に適した安全対策を実施の上、お取扱い願います。

引用文献
(1) ウレタン原料工業会　「ポリウレタン原料について－安全取り扱いの手引き－」（１９８７）
(2) ウレタン原料工業会　「ＴＤＩ（トリレンジイソシアネート）輸送管理指針」（１９８９）
(3) 日本化学学会　防災指針　№１０１「トリレンジイソシアネート（ＴＤＩ）」（１９９０）
(4) 日本産業衛生学会　「許容濃度等の勧告」（１９９０）
(5) 日本化学学会　防災指針　№９８「4．4′－ジフェニルメタンジイソシアネート（MDＩ）（１９８９）
(6) 有機合成化学協会編　「溶剤ポケットブック」（１９７４）